

福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領
(制定平成 20 年 3 月 28 日総務部長依命通達 令和 6 年 3 月 21 日最終改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県が発注する測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「測量等委託業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「規則」という。）第 296 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、対象業務とは、条件付一般競争入札により入札を行う測量等委託業務をいう。

2 この要領において、工事執行権者とは、対象業務を所掌する本庁の課長又は公所長（准公所長を含む。以下同じ。）をいう。

3 この要領において、入札執行権者とは、対象業務の入札を行う本庁の課長又は公所長をいう。

(対象業務)

第 3 条 対象業務は、県が発注する測量等委託業務（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるもの及び随意契約により契約を締結するものは除く。）のうち設計金額が 100 万円を超えるものとし、工事執行権者があらかじめ定めるものとする。

(入札参加資格)

第 4 条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

(1) 工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7838 号総務部長依命通達。以下「要綱」という。）第 5 条に規定する工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。

(3) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）第 2 条、第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(5) 業務の内容が測量業務である場合は、第 1 号から第 4 号に加え、測量法（昭和 24 年

法律第 188 号)の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。

(6) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、第 1 号から第 4 号に加え、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。

(7) 業務の内容が建築設計業務である場合は、第 1 号から第 4 号に加え、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地に関すること。
- (2) 建設コンサルタント登録・登録部門等に関すること。
- (3) 企業の同種又は類似業務の実績に関すること。
- (4) 企業の同規模業務の実績に関すること。
- (5) 配置予定技術者の資格等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(入札参加資格の審議)

第 5 条 工事執行権者は、入札参加資格を設定したときは、条件付一般競争入札参加資格条件設定調書(様式第 1 号)(以下「条件設定調書」という。)により工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6403 号総務部長依命通達)第 3 条で定める本庁入札参加条件等審査委員会又は第 7 条で定める地方入札参加条件等審査委員会の審議を受けなければならない。

(公告案等の送付)

第 6 条 工事執行権者(農林水産部及び土木部に限る。)は、前条の審議後、次の書類を入札執行権者に送付するものとする。

- (1) 公告案
- (2) 予定価格調書(封印されたもの)
- (3) 閲覧図書(金抜き設計書、図面、仕様書等)(工事執行権者において閲覧する場合を除く。)

(入札の公告等)

第 7 条 入札執行権者は、次に掲げる事項について、福島県公式ホームページに掲載する方法及び県政情報センター等における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札書の提出方法及び提出期限
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立す

る旨

(8) 入札参加資格を有することの確認に関する事項

(9) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(10) その他必要な事項

2 公告は、公告した日から入札書の郵便局差出期限の日まで行うものとし、その期間は原則として12日（福島県の休日を含める）を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

（設計図書等の周知）

第8条 入札執行権者は、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 前項に規定する周知の期間は、入札書の郵便局差出期限の日までとする。

3 設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（福島県条件付一般競争入札実施要領（平成19年3月30日付け18財第6401号総務部長依命通達）様式第2号。以下「質問書」という。）により、入札執行権者（工事の所掌が農林水産部及び土木部にあつては工事執行権者）が受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して4日以上（休日を除く。）とするものとする。

4 入札執行権者（工事の所掌が農林水産部及び土木部にあつては工事執行権者）は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を競争入札設計図書等に関する回答書（福島県条件付一般競争入札実施要領（平成19年3月30日付け18財第6401号総務部長依命通達）様式第3号。以下「回答書」という。）に記載する。この場合において、工事執行権者（工事の所掌が農林水産部及び土木部である場合に限る。）は、入札執行権者に対し回答書に質問書を添えて送付するものとする。

5 入札執行権者は、前項の規定による回答書を福島県公式ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

6 前項の回答書は、設計図書等と同様の方法により周知するものとする。

（入札保証金）

第9条 入札保証金の納付は、規則第249条第1項第4号の規定により免除するものとする。

（入札方式）

第10条 条件付一般競争入札は、入札参加希望者が入札公告に基づき入札書を郵送する郵便入札方式又は電子入札方式により行うものとする。ただし、電子入札方式の場合は別に定める方法によることとする。

2 郵便入札方式に当たっては、入札参加希望者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する。）の上封筒に入れ、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により公告に示す送付先に、公告に示す日を指定して配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名

称、委託業務名、委託業務番号、委託業務場所及び開札日を記載すること。

- (3) 外封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所、開札日、担当者、担当者連絡先及び入札書在中の旨を記載すること

(入札書の提出期日)

第 11 条 入札書の提出期日は、別に定める場合を除き開札日の前日（その日が休日に当たるときは、その前日）とする。

(入札書等の保管等)

第 12 条 入札執行権者は、入札書が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

- 2 配達された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効等)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 1 の入札について同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (4) 入札金額を訂正している入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 第 10 条に規定する郵送方法によらない入札
- (7) 公告で示した入札書の提出期日以外の日に到達した入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札
- (3) 資本関係又は人的関係にある企業同士がした入札
(条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成)

第 14 条 入札執行権者は、開札の前に、中封筒に記載された事項を基に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（様式第 4 号）（以下「一覧表」という。）を作成しなければならない。ただし、開札の前に作成することができないときは、開札後に作成することができる。

- 2 前項の場合においては、いかなる理由があっても中封筒は開封してはならない。

- 3 入札執行権者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかな者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

(開札)

第 15 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、公開とする。

- 3 入札執行権者は、開札に当該入札事務に関係のない1人以上の職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札執行権者は、開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 5 前項の確認は、無効又は失格の入札を除き最低価格から第2番目の価格の入札を確認するまで行うものとする。

(落札候補者)

第16条 入札執行権者は、最低価格で入札した者（総合評価方式による入札にあつては、評価値が最も高い者）から第2順位までの入札参加者（前条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。）（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

(再度入札)

第16条の2 落札候補者が決定しない場合には、再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札に参加できる者は、初回入札参加者のうち失格又は無効の入札書を提出していない者とする。ただし、工事等競争入札心得第6条第1項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の規定に基づく無効の入札書を提出した者は、再度入札に参加できるものとする。
- 3 入札執行権者は、前項に規定する再度入札に参加できる者に対して、入札参加資格を確認した上で、再度入札の日時及び場所等を通知するものとする。
- 4 開札は、入札参加者が入札書を持参する立会入札により第15条の規定に準じて行うものとする。ただし、第15条第3項の規定に基づく当該入札事務に関係のない1人以上の職員の立ち会いは行わないものとする。

(くじの実施)

第16条の3 第15条第4項及び前条第4項の規定に基づく開札において、失格の入札を行った者を除き、最低価格又は第2番目の価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより順位を決定するものとする。なお、入札書及び中封筒の記載事項の確認等は、くじの実施後に行うものとする。

- 2 前項のくじの確認は、第15条第3項の規定に基づく当該入札の立会者となっている職員が行うものとする。ただし、前条の規定に基づく再度入札の場合にあつては、この限りではない。

(落札決定の保留)

第17条 入札執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(第1順位の落札候補者に対する通知)

第18条 入札執行権者は、第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

- 2 落札者を決定する前において第1順位の落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を

回答して差し支えないものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第 19 条 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

2 入札執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

3 前項の確認は、第 1 順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、入札執行権者は、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に通知しなければならない。

4 第 2 項の確認は、開札日又は次条で定める入札参加資格確認書類が提出された日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

5 第 16 条の規定により決定した落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第 3 順位以降の入札参加者を順次落札候補者として当該落札候補者に落札候補者となった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第 16 条の 3、第 18 条第 1 項及び前項の規定を準用する。

(入札参加資格確認書類)

第 20 条 入札執行権者は、開札し、落札決定を保留した後、第 1 順位の落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（福島県条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6401 号総務部長依命通達）様式第 5 号）及び必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」と総称する。）を提出することを指示するものとする。

2 前項に規定する指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は無効とする。

4 入札参加資格確認書類として提出を求める書類の標準的なものは、別に定める。

(入札参加資格の確認の審議)

第 21 条 入札執行権者は、入札参加資格の確認について別に定める場合にあつては、入札参加条件等審査委員会の審議を受けなければならない。

(入札参加不適格の通知)

第 22 条 入札執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（福島県条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6401 号総務部長依命通達）様式第 6 号）により通知しなければならない。

2 前項の通知に不服のある落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に、その理由について条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する理由説明請求書（福島県条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6401 号総務部長依命通達）様式第 7 号）により説明を求めることができるものとする。

3 入札執行権者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該請求を受けた日か

ら起算して6日以内(休日を除く。)に、当該落札候補者に対し書面により回答しなければならない。なお、回答書面に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

4 第2項に規定する理由の説明の求めは、入札事務の執行を妨げない。

5 入札執行権者は、第3項に規定する回答をするに当たり、当該落札候補者に入札参加資格があると考えられる場合において、まだ落札者を決定していないときは、改めて第19条第1項及び第21条に規定する資格確認の手続を経た上で、入札参加資格不適合通知書を取り消す旨の通知及び落札者とする旨の通知を行うものとする。

6 第3項に規定する回答に不服がある落札候補者は、県の機関に再苦情の申立てをすることができる。この場合において、再苦情の申立ては、入札事務の執行を妨げない。

7 前項の再苦情の申立ての手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領(平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達)の規定による。

(落札決定までに入札参加資格を失った場合)

第23条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

(落札者の決定)

第24条 入札執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 入札執行権者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。

3 前項以外の入札参加者への落札者決定の通知は、工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領について(平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達)の規定による当該入札結果の公表をもってこれに代える。

4 入札執行権者は、落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表に記入しなければならない。

(入札書類の送付)

第25条 委託業務の所掌が農林水産部及び土木部である場合には、入札執行権者は、前条第3項の通知後、すみやかに工事執行権者に対し次の書類を送付するものとする。

(1) 公告文

(2) 予定価格調書

(3) 閲覧図書(金抜き設計書、図面、仕様書等)(工事執行権者において閲覧する場合を除く。)

(4) 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

(5) 入札書

(6) 入札参加資格確認書類

(7) 入札書を無効とする申出書

(8) 落札者の中封筒及び外封筒

(9) 無効の証拠となるもの(中封筒等)

(10) 前2号以外の外封筒と中封筒(上記の書類とは別に梱包する。)

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に起工する委託業務について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。
- 2 第 10 条の規定にかかわらず、配達日指定期日を平成 21 年 3 月 11 日以前に設定するものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 平成 24 年 10 月 29 日以前に入札公告を行った委託業務については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入札公告を行った委託業務については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入札公告を行った委託業務については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前に入札公告を行った委託業務については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前に入札公告を行った委託業務については、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に入札公告を行った委託業務については、従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

条件付一般競争入札参加資格条件設定調書

工事執行権者

委託業務 番 号		委 託 業務名			
発 注 種 別		設計金額概数		委託期間(予定)	
委託業務場所				着手	
委託業務概要				履行 期限	

入 札 参 加 資 格 条 件		条 件 設 定 の 理 由	
企業 実績 要件	建設コンサル タント、登録・登 録部門等		
	同種・類似業務 実績		
配置 予定 技術 者 要件	特 定 資 格		
	同種・類似業務 実績		
地域要件			
そ の 他			
参加可能業者数		地方入札参加条件等審査委員会の意見	本庁入札参加条件等審査委員会の意見

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円又は百万円単位で標記する。

